平成２７年（フ）第２２８号
愛知県蒲郡市形原町上辻４番地３
債務者　尾本　信行
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４７８号
岡山市東区瀬戸町沖273番地１エスポワール沖202号室
債務者　黒田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７９号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目15番10号ライフシティー赤崎23
債務者　片山　利夫
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８０号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目15番10号ライフシティー赤崎23
債務者　片山小百合
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６６号
横浜市戸塚区戸塚町3949番地１　コート・ディ・コーヤ202号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８０号
横浜市青葉区梅が丘７番地３　メゾンキカク305号
債務者　佐藤　勇貴
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４１号
神奈川県藤沢市宮前366番地の３　ファミール大船102号室
債務者　坂本　敦史
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６２号
東京都東久留米市幸町５－５－５メゾンアイエス304、住民票上の住所東京都東久留米市本町１丁目１番26号メゾン東久留米309号
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６３号
東京都町田市原町田３丁目14番２号エターナル町田101
債務者　佐々木　司
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９７１号
東京都町田市南成瀬３丁目16番地６エルミタージュ101
債務者　奥田　　仁
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート12－６
債務者　内山　幸雄
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６３２号
静岡市駿河区小鹿921番地の６　コスモス18203号
債務者　皆木　昭一
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月22日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４９号
静岡市清水区入江３丁目９番26号　ソレイユ入江　303
債務者　長島　宏美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月22日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市天神２丁目７番17号、前住所長崎県佐世保市大和町1135番地
債務者　今道さやか（旧姓森内）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
長崎県東彼杵郡川棚町城山町110番地　川口アパート201号
債務者　福山　敏雄
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係